

建設工事標準請負契約約款 正誤表

○公共工事標準請負契約約款

該当箇所(条)	(項)	(号)	正	誤
第48条		十一ト	下請契約又は資材	下請契約又は材
第55条	5(A・B)		第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、 額とする	第一項第一号の場合においては、発注者は、 額を請求することができるものとする
第57条	3		受注者	発注者

○民間建設工事標準請負契約約款(甲)

該当箇所(条)	(項)	(号)	正	誤
第42条	2		前項第一号に該当し、発注者が受注者に対し損害の賠償を請求する場合の違約金は、契約書に別段の定めのない限り、 額とする	前項第一号の場合においては、契約書に別段の定めのない限り、発注者は、受注者に対し、 額の違約金を請求することができるものとする
第44条	3		受注者	発注者

○民間建設工事標準請負契約約款(乙)

該当箇所(条)	(項)	(号)	正	誤
第33条	2		前項第一号に該当し、発注者が受注者に対し損害の賠償を請求する場合の違約金は、契約書の定めるところにより、 額とする	前項第一号の場合においては、契約書の定めるところにより、発注者は、受注者に対し、 額の違約金を請求することができるものとする
第35条	3		受注者	発注者

○建設工事標準下請契約約款

該当箇所(条)	(項)	(号)	正	誤
第47条	3		下請負人	元請負人

※公共第55条、民間(甲)第42条、民間(乙)第33条の訂正内容について、これまでも約款においては、損害賠償額の予定として規定していたものであり、実損額の請求を行うことができる趣旨は含んでいなかったところであるが、改正後の約款においてもその趣旨は変わっておらずその点を明確にするために表現を適正化したものである。